

令和6年第1回広川町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和6年1月5日

2. 招集場所 広川町議会議場

3. 開 会 令和6年1月5日（午前9時30分）

4. 応招議員

1番	下田	めぐみ	8番	栗原	福裕
2番	辻	満晴	9番	江藤	美代子
3番	藤島	玄稔	10番	水落	龍彦
4番	梶原	一美	11番	光益	良洋
5番	竹下	英治	12番	池尻	浩一
6番	山下	茂	13番	野田	成幸
7番	丸山	幸弘			

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席をした者の氏名

町 長	氷 室 健太郎	福 祉 課 長	才 所 潤 一
政 策 監	丸 山 信 夫	建 設 課 長	樋 口 信 吾
教 育 長	富 山 拓二郎	建 設 課 参 事 兼 国 県 道 対 策 室 長	園 田 和 広
企 画 課 長	井 上 新 五	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 下 誠 紀
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿 田 健	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ども 課 長	樋 口 尚 寿
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	中 島 久 見	教 育 委 員 会 事 務 局 子 ども 課 参 事	船 津 涼
環 境 課 長	小 松 朋 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 生 涯 学 習 課 長	萩 尾 勝 昭
住 民 課 長	前 田 武 博		

9. 本会に職務のため出席をした者の氏名

議 会 事 務 局 長	丸 山 順 子	書 記	山 下 亮 一
議 会 事 務 局 係 長	古 山 真 希		

10. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

日程第3 決定第1号 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 選挙第2号 副議長の選挙

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任

日程第9 決定第4号 広川町消防委員会委員の選任

日程第10 選挙第3号 八女地区消防組合議会議員の選挙

日程第11 選挙第4号 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

日程第12 選挙第5号 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙

日程第13 選挙第6号 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙

日程第14 選挙第7号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

日程第15 決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議

日程第16 決定第5号 議会広報調査特別委員会委員の選任

- 日程第17 同意第1号 広川町監査委員の選任同意について
- 日程第18 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第19 承認第1号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
- 日程第20 決定第6号 議員派遣の件
- 日程追加第1 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開会

○議会事務局長（丸山順子）

おはようございます。私は議会事務局長の丸山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、改選後初の議会でございますので、臨時議長の紹介までの間、私のほうで進めさせていただきます。

最初に、町長の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。令和6年第1回広川町議会臨時会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

御挨拶の前に、まずは元日に発生した令和6年能登半島地震において、犠牲になられた方々に衷心から哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

今もなお行方が分からない方々のため救助活動に尽力されておられる方々、ライフラインの復旧のために昼夜を分かたず全力で活動されておられる関係機関の皆様にも、心からの敬意を表したいと思います。

余震が続く中、不安を募らせておられる方々にこれ以上の被害が生じないこと、加えて、1日でも早く心休まる日が戻ることをお祈り申し上げたいと思います。

さて、改めて皆様におかれましては、昨年12月の町議会議員選挙における御当選にお祝いを申し上げますとともに、本日の臨時会に御出席頂きましたことを、御礼を申し上げます。

本年は、広川町にとって復興元年と位置づけ、昨年7月に発生した豪雨災害で被災した道路、河川、橋梁などの復興工事の早期完成に向けて、全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、行政区や自主防災組織の皆様、消防や警察などの関係機関の皆様とも協力し、災害に強いまちづくりに向けた取組を強化してまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

加えて、我が国全体が進む人口減少、超高齢化という課題は、本町においても直面しております。今後も、持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、様々な施策に取り組む所存でございます。

町議会と町長とは、地方自治を進める車の両輪と位置づけられます。議員の皆様と、広川

町の発展と福祉の向上のため様々議論しながら、諸課題に臨んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、同意、報告など議案3件を御提案申し上げます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明いたしますが、慎重な御審議を賜りまして、御承認を頂きますようお願い申し上げます、私からの開会の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（丸山順子）

次に、臨時議長を御紹介いたします。

本臨時会是一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。よって、水落龍彦議員に臨時議長をお願いいたします。

水落議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（水落龍彦）

ただいま紹介されました水落龍彦でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。議長選挙までの限られた時間ではございますが、無事に任務を果たしたいと存じております。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。

ただいまから、令和6年第1回広川町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、御手元に配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（水落龍彦）

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

〔執行部退席〕

午前9時48分 再開

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（水落龍彦）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水落龍彦）

ただいまの出席議員数は13人でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番下田めぐみ君、2番辻 満晴君を指名します。

投票箱を点検します。1番下田議員、2番辻議員、お願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（水落龍彦）

異常なしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（水落龍彦）

投票用紙の配付もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（丸山順子）

それでは、仮議席番号とお名前を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

1番下田めぐみ議員、投票をお願いいたします。

2番辻 満晴議員、お願いいたします。

3番藤島玄稔議員、お願いいたします。

4番梶原一美議員、お願いいたします。

5番竹下英治議員、お願いいたします。

6番山下 茂議員、お願いいたします。

7番丸山幸弘議員、お願いいたします。

8番栗原福裕議員、お願いいたします。

9番江藤美代子議員、お願いいたします。

11番光益良洋議員、お願いいたします。

12番池尻浩一議員、お願いいたします。

13番野田成幸議員、お願いいたします。

最後に、10番水落龍彦議員、投票をお願いいたします。

○臨時議長（水落龍彦）

投票もれはありませんでしょうか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番下田めぐみ君及び2番辻 満晴君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（水落龍彦）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票であります。

有効投票のうち、光益良洋君 7 票、野田成幸君 4 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数 11 票の 4 分の 1 ですので、2,750 票であります。

したがって、光益良洋君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（水落龍彦）

ただいま、議長に当選された光益良洋君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。演壇にて、当選人の当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

11 番光益良洋君。

○11 番（光益良洋）

ただいま、議長選挙において当選を頂きました光益でございます。

先ほども所信表明で申しましたとおり、議会運営に精一杯頑張っていきたいと思っております。

そしてまた、議会改革というものを本当に真摯に行っていかなければならない時期に迫っていると思っておりますので、議員の皆様方に御意見を賜りながら、初心者の議長ですけれども、共に議会を盛り上げるために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

このたびは誠にありがとうございました。

○臨時議長（水落龍彦）

ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務は終わりました。

これをもって、臨時議長の席を下ろさせていただきます。御協力ありがとうございました。

光益良洋議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

午前 10 時 03 分 休憩

〔水落龍彦臨時議長退席、光益良洋議長着席〕

午前 10 時 04 分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の職務を勤めさせていただきます。

本日のこれからの議事日程は、今朝、会議前に配付のとおりであります。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 04 分 休憩

午前 10 時 37 分 再開

日程第 3 決定第 1 号 議席の指定

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3. 決定第 1 号 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、御手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（光益良洋）

日程第4. 会議録署名議員の指名を行います。

本会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番下田めぐみ君と7番丸山幸弘君を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（光益良洋）

日程第5. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時44分 再開

日程第6 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（光益良洋）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番藤島玄稔君及び4番梶原一美君を指名いたします。

投票箱を点検いたします。3番藤島議員、4番梶原議員、お願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（光益良洋）

異常なしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配布〕

○議長（光益良洋）

投票用紙の配布もれはありませんか。

配付もれなしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（丸山順子）

それでは、議席番号とお名前を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

1 番下田めぐみ議員、投票をお願いいたします。

2 番辻 満晴議員、お願いいたします。

3 番藤島玄稔議員、お願いいたします。

4 番梶原一美議員、お願いいたします。

5 番竹下英治議員、お願いいたします。

6 番山下 茂議員、お願いいたします。

7 番丸山幸弘議員、お願いいたします。

8 番栗原福裕議員、お願いいたします。

9 番江藤美代子議員、お願いいたします。

10 番水落龍彦議員、お願いいたします。

11 番池尻浩一議員、お願いいたします。

12 番野田成幸議員、お願いいたします。

最後に、13 番光益議長、お願いいたします。

○議長（光益良洋）

投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。3 番藤島玄稔君、4 番梶原一美君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（光益良洋）

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 10 票、無効投票 3 票であります。

有効投票のうち、栗原福裕君 10 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、有効投票数 10 票の 4 分の 1 ですので、2,500 票であります。

したがって、栗原福裕君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（光益良洋）

ただいま、副議長に当選された栗原福裕君が議場におられます。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

演壇にて、当選人の当選承諾及び挨拶をお願いいたします。8 番栗原福裕君。

○8 番（栗原福裕）

このたび副議長に当選させていただき、誠にありがとうございました。

職責に応えられるよう議長を補佐し、立候補の挨拶にも申し上げましたが、議会改革並びに議会の活性化に努めてまいりたいと思います。そして、広川町の発展に尽力してまいります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが当選の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（光益良洋）

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

午後 1 時 04 分 再開

日程第 7 決定第 2 号 常任委員会委員の選任

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7. 決定第 2 号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、御手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は御手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 05 分 休憩

午後 1 時 06 分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議長の諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、御手元に配りました名簿のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 8 決定第 3 号 議会運営委員会委員の選任

○議長（光益良洋）

日程第 8. 決定第 3 号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、御手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、御手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議長の諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、御手元に配りました名簿のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第9 決定第4号 広川町消防委員会委員の選任

○議長（光益良洋）

日程第9. 決定第4号 広川町消防委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。広川町消防委員会委員の選任の方法については、議長が指名することにししたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広川町消防委員会委員に、御手元に配りました名簿のとおり指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4名の方を、広川町消防委員会委員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。辻 満晴君、栗原福裕君、池尻浩一君、私、光益良洋、以上の4名の方を広川町消防委員会委員に選任することに決定しました。

辻 満晴君、栗原福裕君、池尻浩一君、私、光益良洋が議場におられますので、自席より挨拶をお願いいたします。2番辻 満晴君。

○2番（辻 満晴）

今回、委員に選任頂きました辻 満晴です。よろしく申し上げます。

○議長（光益良洋）

8番栗原福裕君。

○8番（栗原福裕）

再度、消防委員に選任頂きましてありがとうございました。

防災力の強いまちづくりに取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

11 番池尻浩一君。

○11 番（池尻浩一）

消防委員への御選任、ありがとうございます。

地域の安心安全にしっかり取り組んでいきたいと思えます。

○議長（光益良洋）

最後に私が申し上げさせていただきます。

私も久々の消防委員ということで、地域の安心安全を守るためにできることを一生懸命頑張りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

日程第 10 選挙第 3 号 八女地区消防組合議会議員の選挙

○議長（光益良洋）

日程第 10. 選挙第 3 号 八女地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八女地区消防組合議会議員に、辻 満晴君、栗原福裕君、池尻浩一君、私、光益良洋を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、八女地区消防組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました辻 満晴君、栗原福裕君、池尻浩一君、私、光益良洋が八女地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辻 満晴君、栗原福裕君、池尻浩一君、私、光益良洋が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知を行います。

自席より当選承諾をお願いいたします。2 番辻 満晴君。

○2 番（辻 満晴）

今回、八女地区消防組合議員ということで選任を頂きました。しっかり頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

8番栗原福裕君。

○8番（栗原福裕）

誠にありがとうございます。

しっかり町の代表として消防行政に尽くしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（光益良洋）

11番池尻浩一君。

○11番（池尻浩一）

御選任ありがとうございます。しっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（光益良洋）

最後に私が申し上げさせていただきます。

このたび、八女地区消防組合議会議員に当選させていただきましてありがとうございます。

今度、新しく消防本部のほうも建て替えがあるということで、防災力の強化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時 14分 休憩

午後 1時 15分 再開

日程第 11 選挙第 4 号 八女西部広域事務組合議会議員の選挙

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11. 選挙第 4 号 八女西部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八女西部広域事務組合議会議員に、丸山幸弘君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、八女西部広域事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した丸山幸弘君が八女西部広域事務組合議会

議員に当選されました。

ただいま当選されました丸山幸弘君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

自席より当選承諾をお願いいたします。7 番丸山幸弘君。

○7 番（丸山幸弘）

御選任頂きありがとうございます。

広域ですので、関係自治体との連携、協調、そして広川町が主張すべき点についてはしっかりとやっていきたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（光益良洋）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 17 分 休憩

午後 1 時 18 分 再開

日程第 12 選挙第 5 号 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12. 選挙第 5 号 八女中部衛生施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

八女中部衛生施設事務組合議会議員に、丸山幸弘君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を、八女中部衛生施設事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました丸山幸弘君が八女中部衛生施設事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました丸山幸弘君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知を行います。

自席より当選承諾をお願いいたします。7 番丸山幸弘君。

○7 番（丸山幸弘）

どうもありがとうございます。

先ほどと一緒にございますけど、しっかりとやってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（光益良洋）

暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時20分 再開

日程第13 選挙第6号 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙について

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13. 選挙第6号 公立八女総合病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

公立八女総合病院企業団議会議員に、梶原一美君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました梶原一美君を、公立八女総合病院企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました梶原一美君が公立八女総合病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました梶原一美君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を行います。

自席より当選承諾をお願いします。4番梶原一美君。

○4番（梶原一美）

指名頂きありがとうございました。

微力ながら全力を尽くしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（光益良洋）

暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時23分 再開

日程第 14 選挙第 7 号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14. 選挙第 7 号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、私、光益良洋を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました光益良洋を、福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました光益良洋が、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選した私が議場におりますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によって当選の告知を行います。

自席より当選承諾を行います。

このたび、福岡県介護保険広域連合議会議員に当選させていただきました。介護保険のこととなってくると、結構シビアなところが出てくると思ひます。皆様方の負担が少しでも軽減できるように、しっかり頑張っていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 25 分 休憩

午後 1 時 26 分 再開

日程第 15 決議第 1 号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15. 決議第 1 号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。7 番丸山幸弘君。

○7 番（丸山幸弘）

配付をされております決議第 1 号を御覧ください。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議案でございます。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議（案）

次のとおり、議会広報調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会広報調査特別委員会
 2. 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び広川町議会委員会条例第 5 条
 3. 目 的 議会広報の編集及び発行に関する調査
 4. 委員の定数 6 人
 5. 設置期限 調査終了まで
-

1 番の名称から 5 番までは、記載のとおりでございます。

提案理由にもあるとおり、議会広報は議会と住民を結ぶ掛け橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っております。

議会広報、議会だよりでは、地域住民に対して町議会の議決状況や審議内容、一般質問、議員活動などを周知しております。今後もこの議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるように調査研究をし、住民に開かれた議会を目指すため、地方自治法上の根拠を有する議会広報調査特別委員会を設置するものであります。

以上です。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、決議第 1 号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議について採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、決議第 1 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 1 時 29 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

日程第 16 決定第 5 号 議会広報調査特別委員会委員の選任

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16. 決定第 5 号 議会広報調査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、御手元に配りました名簿のとおり指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、議会広報調査特別委員会委員は、御手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1 時 31 分 休憩

午後 1 時 32 分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会広報調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、御手元に配りました名簿のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

午後 1 時 32 分 休憩

〔執行部入場〕

午後 1 時 34 分 再開

日程第 17 同意第 1 号 広川町監査委員の選任同意について

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17. 同意第 1 号 広川町監査委員の選任同意についてを議題といたします。

水落龍彦君は、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔水落龍彦議員 退席〕

○議長（光益良洋）

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

同意第 1 号 広川町監査委員の選任同意について。

広川町監査委員として、議員の中から次の者を選任したいので、町議会の同意を求めますのでございます。

住所は八女郡広川町大字藤田、氏名は水落龍彦氏でございます。

提案理由といたしましては、広川町議会選出監査委員の任期が令和 5 年 12 月 31 日をもって満了したため、その後任者の選任について、地方自治法第 196 条の規定により町議会の同

意を求めるものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結します。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。

同意第1号 広川町監査委員の選任同意についてを採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

水落龍彦君の入場を求めます。

〔水落龍彦議員 入場〕

○議長（光益良洋）

水落龍彦君に告知いたします。

ただいま監査委員選任の件は同意されました。

水落龍彦議員が議場におられますので、挨拶をお願いいたします。10番水落龍彦君。

○10番（水落龍彦）

ただいま御選任頂きました水落龍彦でございます。

公正、効率的に行われているかどうか、そういうことを加味しながら、一生懸命頑張ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第18 報告第6号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告 について

○議長（光益良洋）

日程第18. 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書1ページをお願いします。

報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、企画課長が報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（光益良洋）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

報告第1号について説明いたします。裏面の2ページの専決処分書をお願いいたします。

本件は、火災出動の際、広川町消防団第2分団の消防団員が運転する消防ポンプ車が、県道久留米筑後線の藤田地区路上において、道を譲って路肩に停車中の車両に接触した事故の案件となります。

当事者との和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、令和5年12月8日に専決処分を行っております。

事故は、令和5年10月17日火曜日、午後6時15分頃に発生したもので、前方不注意により、道を譲って路肩に停車中の車両に消防ポンプ車ミラーが接触し、相手方車両の後方右側部分を損傷したものでございます。

和解の要旨は、町側の過失10割とし、損害賠償額137,654円を相手方に支払うことで示談が成立しております。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

2点お尋ねします。

1点目、損害賠償額137,654円ということですが、これは予算書には掲載されないものでしょうか。それが1点です。

もう1点、今回はポンプ車のほうに被害があったかどうかはよく分かりませんが、もしこちら側に被害があった場合の金額が発生した場合には、どのような対応になるのでしょうか。

○議長（光益良洋）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の損害賠償額の支払いにつきましては、役場の車両がJAの自動車共済に加入しておりますので、そちらの損害賠償保険のほうで支払いをしておりますので、予算には計上しておりません。

今回の消防車両につきましては、左側のミラーの部分が相手方の車に当たっておりますが、町側のミラーの損傷というのはございません。もし広川町の車に損傷があった場合は、修繕をするような形になります。ただ、今回の分については消防自動車の損傷があつておりませんので、修理代等はありません。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

今回はポンプ車のほうには被害はなかったということですが、もし、この案件ではなく

て別の案件でそういう被害が出た場合には、どのような対応になるのですか。

○議長（光益良洋）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

事故を起こして、保険で補填されない部分につきましては町の負担になりますので、町の修繕費等で対応するという形になります。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめます。

日程第19 承認第1号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第9号）の 専決処分の承認について

○議長（光益良洋）

日程第19. 承認第1号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（氷室健太郎）

議案書3ページをお願いいたします。

承認第1号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について御説明いたします。

議案書4ページの専決処分書の専決理由に記載のとおり、住民税非課税世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、国の要請等に従い迅速な給付を実現するために、専決処分を実施したものです。

専決処分は、令和5年12月10日付で実施しましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づきその報告を行い、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

専決した予算の内容について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

専決処分した予算につきましては、第1条第1項のとおり、既定予算に171,031千円を追加し、予算総額を11,282,033千円とするものです。

歳入予算について御説明いたします。2ページをお願いします。

15款2項. 国庫補助金に171,031千円を追加計上しております。給付に係る分の補助が168,000千円、事務に係る分の補助が3,031千円を見込んでおります。

予算書3ページをお開きください。歳出予算について御説明いたします。

3款1項. 社会福祉費に171,031千円を追加計上しております。住民税非課税世帯等臨時特別給付事業の追加分となります。歳入の国庫補助金と同様に、給付に係る分として168,000千円、事務費として、システム改修委託料など3,031千円を新たに追加するものです。

4 ページ以降には明細書などを付けておりますので、御確認をお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（光益良洋）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9 番江藤美代子君。

○9 番（江藤美代子）

年末年始を考えられて、早急な専決処分に対応していただいたというふうに理解しております。

これと同じ時期にというか、令和 5 年 12 月 22 日にもう 1 点、重点支援地方交付金というのが閣議決定されております。この分は、低所得世帯支援枠ではなくて推奨事業メニューということで、国の予算化がされているようですが、この件について広川町交付分の金額とかその時期とか、今後の計画とか何か情報がございましたらお知らせください。

○議長（光益良洋）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

先ほど江藤議員が言われた分につきましては、国からの追加配分が約 4,000 万ほどございます。この分については、現在各課のほうで、地域の燃油高騰やそういった部分で何か支援できるものがないかということで、現在検討をしているところでございます。以上でございます。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。5 番竹下英治君。

○5 番（竹下英治）

昨日の説明会のときに質問させていただいて、十分に聞けばよかったんですけども、この予算額の事務費のうち職員手当等について時間外手当が必要になっておりますけれども、この必要になった業務の形態、我々が分かるような、こういう形態において時間外手当が発生したんだという部分の御説明を再度賜りたいと思います。

○議長（光益良洋）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

非課税世帯給付金の給付事務について、委託をせずに福祉課職員で実施をするというところで、当然ですが、どうしても福祉課がほかの事務等を抱えておりますので、それに追加してという事務になってきますので、その分について早く給付を行うためにそういった事務が必要になるというところで、3 名分の正規職員の時間外手当を予算として計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

5 番竹下英治君。

○5 番（竹下英治）

具体的にどういう勤務をされたのかというのを教えてもらっていいですか。

○議長（光益良洋）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

こちらが、課税、非課税というところの課税内容の把握、あと、そうしたシステムを導入しておりますので、そちらのほうでの通知書発送業務、また確認作業等についての事務を、12月に専決処分を頂いてから行いまして、給付に関してはこれから振込み等の事務を行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。9番江藤美代子君。

○9番（江藤美代子）

先ほどの関連で、時期的なものというか、それは何か分かっていますか。

○議長（光益良洋）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

12月中旬頃に、国のほうから内示という形で指示があっております。

年度早々にいろいろ考えて支払いをしてくださいというような形であっているのですが、どこの市町村、自治体もやはり無理ということで、繰越事業として対応することができるというふうに先日連絡があっておりますので、今回、各課とどのようなものがあるかというのを協議させていただいて、早くできるものについては今年度中、また、新年度でできるものについては新年度という形で、繰越しを行いながら実施をしていくという流れになります。

以上でございます。

○議長（光益良洋）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、承認第1号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第20 決定第6号 議員派遣の件

○議長（光益良洋）

日程第20. 決定第6号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第 127 条の規定によって、御手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、御手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 50 分 休憩

午後 1 時 51 分 再開

○議長（光益良洋）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。追加議事日程を、御手元に配付いたしておりますとおおり 1 件を追加したいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程追加第 1 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（光益良洋）

日程追加第 1. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、御手元に配付しました所管事務の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（光益良洋）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和 6 年第 1 回広川町議会臨時会を閉会いたします。

閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、長時間にわたり御熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

皆様の熱意と御協力によりまして、新議会の構成が整いましたことに、衷心より感謝申し上げます。

町の発展と町民の福祉の向上のため、議員各位並びに執行部の皆様の尚一層の御努力をお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。どうもお疲れ様でした。

午後 1時 53分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 光 益 良 洋

1 番 議 員 下 田 め ぐ み

7 番 議 員 丸 山 幸 弘